

## 令和 8 年度公共用水域等水質分析業務委託仕様書

本仕様書は、基本的な公共用水域等水質分析業務の内容を定めたものである。

### 1 検査内容等

検査内容	検査箇所数	検査回数（年）
公共用水域測定計画水質検査	3 箇所	6 回
竹原市水質計画水質検査	3 箇所	6 回
竹原市水質計画水質検査	1 箇所	4 回
竹原市水質計画水質検査	3 箇所	2 回

詳細は別表 1 のとおり。

### 2 分析方法等

別表 2 のとおり。

### 3 その他

- (1) 各項目の分析に必要な採水容器等は受託者で用意すること。
- (2) 採水の日程は契約後に協議して決定する。また、受託者は採水容器等を採水日の前日までに竹原市役所本庁舎へ搬入すること。
- (3) 採水作業は竹原市が行う。
- (4) 受託者は採水日の 16 時頃、竹原市役所本庁舎における採水済みの容器等を回収すること。

### 4 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

別表1 検査内容等

分析項目		県計画			市計画							検体数
		田万里川 消防格納庫前	葛子川 権現橋下	賀茂川 宝貴橋前	賀茂川 仁賀観音橋	本川 扇橋(河口)	江戸堀 明神橋(河口)	掛の浦 千先(海域)	江の内川 (河口)	椋原川 (株ニシカン上)	横大道川	
1	pH	6	6	6	6	6	6	4	2	2	2	46
2	DO	6	6	6	6	6	6	4	2	2	2	46
3	BOD	6	6	6	6	6	6		2	2	2	42
4	COD	6	6	6	6	6	6	4	2	2	2	46
5	SS	6	6	6	6	6	6	4	2	2	2	46
6	全窒素	2	2		2							6
7	全燐	2	2		2							6
8	カルシウム	3	3		3	6	6	4		2	2	29
9	全アン	3	3		3					2	2	13
10	鉛	3	3		3	6	6	4		2	2	29
11	六価クロム	3	3		3	6	6	4		2	2	29
12	砒素	3	3		3					2	2	13
13	総水銀	3	3		3					2	2	13
14	アルキル水銀	3	3		3					2	2	13
15	PCB	3	3		3					2	2	13
16	1,1,1-トリクロロエタン	3	3		3					2	2	13
17	トリクロロエチレン	3	3		3					2	2	13
18	テトラクロロエチレン	3	3		3					2	2	13
19	硝酸性窒素	2	2		2							6
20	亜硝酸性窒素	2	2		2							6
21	マンガン					6	6	4				16
22	塩化物イオン	6	6	6	6	6	6			2	2	40
23	アンモニア態窒素	2	2		2							6
24	有機態窒素	2	2		2							6
25	磷酸態燐	2	2		2							6
計		83	83	36	83	60	60	32	10	34	34	515

別表2 分析方法等

測定項目	定量限界	表示桁数等	分析方法	
pH		小数点以下1桁	水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月環境庁告示第59号(以下「公共用水域告示」という。))別表2に掲げる方法(日本工業規格(以下「規格」という。))K0102の12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法)	
DO	0.5	mg/L	〃 1桁	同上(規格K0102の32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法)
BOD	0.5	mg/L	〃 1桁	同上(規格K0102の21に定める方法)
COD	0.5	mg/L	〃 1桁	同上(規格K0102の17に定める方法)
SS	1	mg/L	整数部	同上(公共用水域告示付表9に掲げる方法)
全窒素	0.05	mg/L	小数点以下2桁	水質汚濁に係る環境基準について(公共用水域告示)の付表14に掲げる方法(規格K0102の45.2、45.3、45.4又は45.6に定める方法(ただし、海域は45.4又は45.6に定める方法))
全燐	0.003	mg/L	〃 3桁	同上(規格K0102の46.3に定める方法)
カドミウム	0.0003	mg/L	〃 4桁	公共用水域告示別表1に掲げる方法(規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法)
全シアン	0.1	mg/L	〃 1桁	同上(規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、38.1.2及び38.3に定める方法又は38.1.2及び38.5に定める方法)又は付表1に掲げる方法
鉛	0.005	mg/L	〃 3桁	同上(規格K0102の54に定める方法)
六価クロム	0.01	mg/L	〃 2桁	同上(規格K0102の65.2(65.2.2及び65.2.7を除く)(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格65.の備考11のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 3 規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.005	mg/L	〃 3桁	同上(規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法)
総水銀	0.0005	mg/L	〃 4桁	同上(公共用水域告示付表2に掲げる方法)
アルキル水銀	0.0005	mg/L	〃 4桁	同上(公共用水域告示付表3に掲げる方法)
PCB	0.0005	mg/L	〃 4桁	同上(公共用水域告示付表4に掲げる方法)
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	mg/L	〃 4桁	同上(規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法)
トリクロロエチレン	0.001	mg/L	〃 3桁	
テトラクロロエチレン	0.0005	mg/L	〃 4桁	
硝酸性窒素	0.005	mg/L	〃 3桁	同上(規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法)
亜硝酸性窒素	0.005	mg/L	〃 3桁	同上(規格K0102の43.1に定める方法)
マンガン	0.1	mg/L	〃 1桁	告示2第38号に掲げる方法(規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法)
塩化物イオン	0.1	mg/L	有効数字3桁	規格K0102の35に定める方法
アンモニア態窒素	0.01	mg/L	小数点以下2桁	規格K0102の42.2、42.3、42.5又は42.6に定める方法
有機態窒素	0.05	mg/L	〃 2桁	計算による(全窒素)-(無機三態窒素)
磷酸態燐	0.003	mg/L	〃 3桁	規格K0102の46.1に定める方法

※ 表示桁数欄中、DO以下の特記するもののほかは、有効数字2桁とし、有効数字3桁目を切り捨てる。